

小田原市立鴨宮中学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月31日策定

平成27年 5月29日改訂

平成29年11月29日改訂

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ対策の基本理念

本校の校訓は、「『真善美』の態度を身につけた生徒の育成」である。

ここにある「『真善美』の態度を身につけた生徒」とは、「真理と正義を希求した誠実さ」(「真」)、「公共の精神を尊び、人のための善き行い」(善)、「豊かな人間性と創造性を持った、思いやりと優しさ」(美)、こうした態度を持った全人形成を意味している。

この「真善美」の理念には、いじめは絶対に許さないという人間尊重の精神が貫かれている。

また、学校教育目標は、「ともに学び、ともに認め合い、ともに高め合う学校づくり」である。ここにも集団生活の中で、一人ひとりを大切にし、他者を信頼し、協力しながら人間的な成長を果たしていこうとする考え方が基底に流れている。

そして、学校経営方針には、「いじめのない、安心して安全に学べる環境づくり」を明記している。

これらの目標達成への実践を通して、全職員でいじめ根絶に向けた取り組みを推進していく。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの対応を組織的に行い、また、担任ひとりに抱え込ませないためにも、いじめ対策委員会を設置する。いじめは、ひとつの学級で起きた、あるいは、ひとりの担任の下で起きた、限定的なできごとというような過小な捉え方をせず、むしろ学校全体における最大級の危機と捉えて、マネジメントしていく。

委員会ではあらかじめ、いじめの発生に備えた対応の手順を決めておくが、状況によって対応の方法は多様であることから、ある一つの固定的な方法を、マニュアル的に行っていくのではなく、状況をしっかりと見極めて、適切な方法によって慎重に対応していく。

いじめの発生を認知したならば、ただちに対策委員会を招集し、発生から12時間以内に解決への道筋を明示し、その行動を開始する。

職員は、日常的に「いじめは絶対に許さない」という教育方針を全力で貫くことを自身の言動で示し、いじめ認知後の対応に際しては、常に被害生徒とその保護者の立場に立ち、親身になって指導を行う。加害生徒に対しては、毅然とした指導を行う。そして、「いじめは絶対に許さない」という言葉が単なるスローガンに終わらぬように被害生徒、あるいはいじめがあると情報を寄せてきた生徒も含めて、卒業するまで、最後まで責任をもって見守り通す。この姿勢を全職員が示していく。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

① 思いやりのある温かい学校・学級づくり

日ごろの学校・学級づくりにおいて、生徒一人ひとりが学校・学級の一員としての所属感を深め、相互に支え合い、協力し合い、学び合い、教え合う集団となるよう指導する。

そのために道徳の時間や学活等において、いのちの大切さを教え、他人を思いやる心を育む。他者の心の痛みがわかる生徒を育てていく。

教師もまた、日ごろから、生徒への温かい声かけなどを実践していく。

② いじめを許さない学校・学級づくり

生徒の規範意識が低い学校・学級ほどいじめが多く発生するというデータがある。生徒たちに規範意識を醸成し、正義を貫く力を培っていく。いじめに対して、傍観者の存在をなくし、正義の声をあげられる学校・学級をつくっていく。また、人権教育を充実させ、人権意識の高揚をめざす。集会等で、「いじめは絶対に許さない」というメッセージを発し続ける。

③ ボランティア活動への参加の促進

ボランティア活動には、公德心、他者との協力、地域貢献、勤労や奉仕の精神、自己有用感につながる要素がある。ボランティア活動への参加を促進することで、いじめ克服への意識の向上を図る。生徒が参加している主なボランティア活動には以下のものがある。

- ・クリーンさかわ清掃活動（飯泉橋左岸上流付近の清掃5月）
- ・夏休み体験ボランティア（スコーレ収集等7・8月）
- ・PTAふれあい美化作業（校内の整備8月）
- ・矢作幼稚園運動会ボランティア（競技の準備・片付け、園児の準備の補佐10月）
- ・豊川地区健民祭ボランティア（放送係・審判係・準備係の仕事10月）
- ・下府中地区民体育祭ボランティア（運営補助10月）
- ・わくわく豊川らんど（運営補助12月）
- ・飯泉地区地域環境浄化活動（12月）

④ 好ましい人間関係の構築

好ましい人間関係は、生徒の心を安定させ、相互の励まし合いや協力により、精神的な成長を促し、向上心を生む。そこで、好ましい人間関係を構築できるように、アサーションスキル、ソーシャルスキル、コミュニケーションスキル等のトレーニングを計画的に実施する。

⑤ 学力の向上・キャリア教育の充実

学習活動への不適応や学業不振は、学校生活全般への意欲を失ったり、自尊感情

を傷つけたり、問題行動につながったりする。そこで、学級活動において学習習慣の定着や学習態度の育成を図り、授業においては学習に対する充実感が得られるような「わかる授業」の実践に努める。また、キャリア教育により、自己理解を基盤とした目的意識を持った主体的な行動力をつける。

⑥自律の力、自己抑制力、自己指導力の育成・レジリエンス・判断力を高める指導

アンガーマネジメント、ストレスマネジメント、コーピングによる自己のコントロールの向上を図る。また、生徒のレジリエンス(心の強靭さ・タフな精神)を高め、困難を回避するための方法を考え、死という最悪の選択をせずに解決を図れる判断力を高める。

⑦生徒会の自治的な活動

生徒の自発的・自治的な活動を組織し、生徒同士による日常的・継続的ないじめ防止の取り組みを推進する。生徒総会や評議員会、生徒会新聞等で、いじめの根絶を繰り返し訴えていく。ピアサポート、スクールバディといった方法も活用する。

⑧いじめ防止対策委員会による会議・研修の実施

いじめ防止対策委員会による定例の会議、そして、全職員を対象とした研修会の実施。

⑨誰かに相談する機会や場の設定

誰かに相談する機会や場が多ければ多いほど、未然防止や早期対応に力を発揮する。そして、この相談者はいじめの被害者に限らない。加害者もまた相談することによって、いじめの防止につながっていく。

(2)いじめの早期発見のための取り組み

①いじめを見抜く、生徒が発するサインをキャッチするセンサーを磨く

いじめへの対応は、組織的なものでなければならないが、しかし、一人ひとりの生徒が発するサインをキャッチできるかどうか、ということは、個々の教師にかかっている。研修や相互の声かけにより、そのセンサーの精度を磨いていく必要がある。すべての学校で、いじめがあるという前提に立ち、早期認知に努める。

けんかや、ふざけている、からかっていると見られるようなことであっても、磨かれたセンサーの人が見た時に、いじめと見抜くことができることがある。自分で勝手に判断せずに、すべて周囲に相談したり、学年主任や管理職に報告したりしていく。

②「いじめ発見チェックシート(教師用)」の活用

いじめを発見するセンサーは、個々の教師によって違う。見落としが出ないようにするために、「いじめ発見チェックシート(教師用)」を活用する。

このシートを活用していくことで、個々のセンサーの精度を上げていくことにもつながる。

③定期的なアンケート調査の実施

年に4回のアンケート調査を検討。

④教育相談の充実

年2回(9月・2月(3年は1月))実施。実施前にアンケートをとる。

⑤日常的な生徒とのふれあいの中でのサインの読み取り

日常における生徒との対話、個人ノート(交換日記)、班ノート、朝教室で子どもを迎える、委員会活動を共にやる、さまざまな作業を一緒に行う、子どもの遊びに入る等の活動を通して、授業中には見られない生徒の一面を見たり、いじめにつながるような生徒のサインを読み取る。日ごろから、生徒の信頼関係を築き、何でも相談できるような雰囲気をつくる。

⑥家庭との連携

家庭での「生活チェックシート」(仮称)によるいじめの早期発見と懇談会・家庭訪問等での情報の提示、共有。

(3)いじめの早期解決のための取り組み

①チームで対応する

いじめの解決に向けて、担任が問題を一人で抱えることなく、学校全体で組織的に対応できるよう、校長を中心に組織的な体制をつくり、チームとして指導方針を検討し、対応する。支援チームの構成メンバーは個々の事例に応じて柔軟に対応する。

なお、組織的な対応と言いながらも、結果的に担任が一人で抱えるようなケースが多くある。その課題を克服するために、連携の仕組みを見直し、従来の情報共有を主とする情報連携にとどまるのではなく、その後の対応の役割を明確にした行動連携を図っていく。

学年主任は何をして、生徒指導主任はこうする、母親はどう対応して、管理職はこのようなするというような、行動レベルでの連携が必要である。つまり、すべきことが明確な「役割」を担った者同士が、援助のためのプロジェクトチームをつくる。

役割を分担しながら、具体的にどのように援助するのかを実際に相談し合って実践すると、担任はひじょうに心強く、同僚としても自分がきちんと支援できているという思いを十分にもつことができると考える。

②初期対応でまず行うこと

現場の対応としてまず事実関係の把握をする。当事者1名につき2～3名の教職員をつけ、個別に聞き取りを行う。聞き取りは一斉に行い、15分程度話を聞いたら一度中断して、当事者の話の内容を付き合わせる。そして、再び15分程度話を聞く。これを繰り返して事実関係を明らかにしていく。聞き取りの過程で他校の生徒も関与していることがわかれば、当該の学校に連絡し、同じように聞き取りを依頼する。

事実関係の確認段階で加害者が謝罪の姿勢を見せることもあるが、その場しのぎの可能性もあるため、すぐに謝罪させることはしない。また、加害者が被害者に謝罪すれば対応が終わるわけでもない。

解消している状態とは、

①いじめに係る行為が完全に止んでいること。

②被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。 と、とらえる。

「解消している」状態とはあくまでも一つの段階に過ぎず、再発する可能性が十分ありえることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。また、加害者が卒業するまで見守り、進学先にも情報を引き継いで注意を促す。

生徒及び保護者から相談を受けた時は、聴く立場に徹し、相談者の思いを最後まで十分に受け止める。いじめられている生徒・保護者のつらい気持ちに理解を示し、「いじめは絶対に許されない」という強い意識を持った対応を心がける。生徒の気持ちや意向を最大限に尊重し、解決策を一緒に考える。

保護者への連絡は、いじめの事実を正確に伝え、学校の指導方針に対する理解を求める。指導が継続する場合は、指導後の生徒の様子を随時連絡する。

③保護者との信頼関係を築く

いじめの問題を長期化・複雑化させずに解決するためには、相談者の意向を踏まえた上で問題解決に向けた適切な初期対応をしていくことが重要である。また、いじめの問題に際して、常にこうした適切な初期対応を行っていくことで、全校の生徒・保護者の間に、「鴨宮中学校は相談した時に話をしっかり聴いてもらえる」、「真剣に対応してもらえる」、「いじめ問題が起こってもすぐに対応し解決してもらえる」という安心感が生まれる。

いじめは、被害生徒の保護者にとってみればわが子の自殺にまでつながりかねない深刻な問題である。いじめの程度はどうあれ、保護者の心情はこうした思いに駆られている。その思いには教師に対する非難が含まれている場合が少なくない。また、加害生徒の保護者は大変なことをしたという思いと、わが子も以前いじめられたなど非を認めたくないという複雑な気持ちを抱いている。その両者の訴えを聞くのは大変な仕事であるが、本気がかかわる対応の第一は、その保護者の言い分を言いつくしてもらうまで聞くことである。受容や感情の明確化などカウンセリング的な配慮が必要で、受容的・共感的態度に徹したとき「この先生はわかってくれる」という信頼感が生まれ、教師と保護者の人間関係の第一歩がスタートし、働きかけも可能になる。

いじめの相談者は、不安感や緊張感を抱えているので、その対応における言動には細心の注意を払う必要がある。相談者が学校に不信感を持つ主な内容は以下のようなことである。

- 1) 相談者が、いじめのとらえ方に学校との差を感じている。
- 2) 相談者が、いじめ問題解決のとらえ方に学校との差を感じている。
- 3) 相談者は、学校から連絡をしてほしいと思っている。
- 4) 相談者は、学校に組織的に対応してほしいと思っている。

いじめ初期対応のさまざまなアプローチ

いじめの認知

1次対応	いじめられた生徒（被害生徒） ・事実関係の把握 ・心のケア ・安全の確保 ・支援・見守り
	被害生徒の保護者 ・事実関係の報告 ・信頼関係の構築 ・解決に向けた協働
	いじめた生徒（加害生徒） ・事実関係の把握 ・内面に切り込む指導といじめ行為の即時停止
	周囲の生徒 ・情報の収集 ・事実関係の把握
2次対応	いじめ対策委員会 ・共通理解による指導体制の確立 ・指導方針の共通理解 ・教育委員会への報告 ・関係諸機関との連携
	いじめられた生徒（被害生徒） ・対策委員会を中心とした全職員による支援
	被害生徒の保護者 ・指導方針の伝達 ・信頼関係の向上 ・解決に向けた協働

	いじめた生徒（加害生徒） ・いじめという行為の卑劣さ、陰湿さを教え、他人を傷つけることのないよう指導 ・適切なストレスの解消法や学校生活への目的意識の醸成
	周囲の生徒 ・傍観者にさせない意識の醸成 ・思いやりの雰囲気醸成 ・温かい人間関係の構築 ・自己存在感を実感できる集団 ・規範意識の向上と正義の声の出せる集団づくり
長期対応	全校での取り組み ・対人関係能力の向上 ・人間関係の改善 ・家庭との連携 ・人権意識 ・生徒指導における課題解決力の向上

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取り組み

(1) 組織の設置

いじめ防止対策委員会

ふだんはいじめの予防を目的とした対策委員会として機能し、いじめを認知した後は、早期解決をめざした緊急的な対応組織として機能する。

(2) 組織の構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部員・養護教諭・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー

いじめを認知した後は、該当学年職員（担任・学年主任）、部活動顧問等の関係職員を加えてチームを構成する。

※状況により以下の関係者が参加することもある。

保護者	PTA会長・副会長
地域関係者	主任児童委員、学校評議員
関係諸機関	小田原市教育委員会
	小田原警察署
生徒	生徒代表（必要に応じて）

(3)組織の役割

校訓・学校教育目標・学校経営方針等の達成に向けた取り組みを通して、生徒一人ひとりの心豊かな日常生活と自己実現をめざし、学校・家庭・地域・関係諸機関との緊密な連携をとりながら、実態把握と生徒理解をもとにした具体的な方策の協議を行い、全職員が一丸となっていじめ問題等の解決を図ることをその役割とする。

会議においては、

- ①生徒の実態把握(いじめ等の実態・情報交換)、
- ②問題点の整理、
- ③対応策及び指導の具体的方法について協議する。

緊急の場合も適宜開会し、対策を協議し、指導に生かす。会議は、情報交換に終わることのないように、以後の役割分担を明確にし、実行できるものとする。

ふだんは、週一回の定例生徒指導部会で扱う。

指導の原則として、問題の解消、発見には迅速を第一とし、早期に対応する。問題の解決には、全職員が一致結束してあたる。解消を確認するまでは、取り組みを継続する。

解消の確認には、校長があたる。

その他必要な事項は、会議に諮って検討する。

防止対策委員会が主導する解消のための行動は以下の通りである。

- ①いじめの相談を受けた場合や発見した場合、直ちに校長(委員長)・教頭に概略を報告、指示を受ける。担任を支援するための体制を早期に確立する。
- ②緊急を要する場合、報告から12時間以内に会議を開き、方針を決定し解消への行動を始める。(休日の場合、できる限りの対応をする。)この方針には、いつまでに、誰が、どのように、ということが明示される。
- ③指導の方針や経過は該当生徒や保護者に連絡する。(休日や長期休業中でもいじめ防止対策委員会を機能させる。)5日を過ぎても状況の改善が見られない場合は再度対策委員会を開き、別途指導方針を具体的に検討する。
- ④問題の状況、対応の方針等は、全職員に示す。全職員が一丸となって解決に当たる。不用意な、あるいは無責任な発言等は厳に慎むこと。事実を隠蔽するような対応はしない。

個人名や家庭事情等、個人情報保護が必要なものは非公開とする。

- ⑤問題の経過、解決の確認を確実に行う。「解決したか」を最終判断するのは校長(委員長)である。

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

——いじめ防止対策推進法の第28条——

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態発生の調査・報告

いじめの重大事態が発生した場合、直ちに小田原市教育委員会に、被害生徒の氏名、学年、性別、生徒の状況、欠席があればその期間、生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがあった場合はその訴えの内容等を報告する。

なお調査の実施主体は小田原市教育委員会の判断による。

(3) 生徒・保護者への情報提供

いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。適時・適切な方法による経過報告も行う。

なお、関係者の個人情報には十分配慮する。また、アンケート等の調査結果は、いじめられた生徒・保護者に提供する場合があることを、調査等に先立ち、調査対象である在校生や保護者に説明する等の措置を必要とする。